

実質的な利回りについて

予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)

■実質的な利回りとは

予定利率保証期間満了時(予定利率計算基準日)における積立金額(契約通貨建)を一時払保険料(契約通貨建)で除すことで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。

「実質的な利回り<予定利率」となります。

注) 予定利率計算基準日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

注) ご契約の全ての期間において、解約払戻金を円で受け取る場合、為替レートの影響により、元本割れする可能性があります。

注) 解約日までの期間が短い場合、契約初期費用の影響が大きくなり、元本割れする可能性が高くなります。

■【予定利率適用期間:2019年9月16日～2019年9月30日】「予定利率」と「実質的な利回り(年複利)」(抜粋)

契約年齢	性別	予定利率保証期間	予定利率	実質的な利回り (年複利)
50歳	男性	25年	2.82%	2.04%
50歳	女性	25年	2.82%	2.13%
60歳	男性	25年	2.82%	1.81%
60歳	女性	25年	2.82%	2.01%
70歳	男性	25年	2.82%	1.33%
70歳	女性	25年	2.82%	1.64%

注) 予定利率及び実質的な利回り(年複利)は外貨建の利回りであり、円建の利回りではありません。

注) この一覧表は、契約日が上記「予定利率適用期間」の場合に限りますので、ご注意ください。契約日が「予定利率適用期間」ではない場合、予定利率・実質的な利回り(年複利)はこの一覧表に記載の数値と異なります。

この保険のご検討にあたっての留意事項

予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)

■ 市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、積立金がニッセイ・ウェルス生命所定の方法により計算された予定利率により米ドル建で運用される保険料一時払の終身保険です。
- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、一時払保険料のうち、一部は契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- この保険は米ドル建であるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回ることがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)として、契約年齢に応じ一時払保険料の4.9%~6.5%相当を一時払保険料から控除します。契約初期費用は契約年齢ごとに異なり、一律には記載できませんので、個別のご契約における契約初期費用につきましては、試算設計書にてご確認ください。

【保険期間中の費用】

死亡保障に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を毎月積立金から控除します。これらの費用は契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。なお、積立金額の計算等に用いる予定利率は、基準金利をもとに予定利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取り扱いに必要となる費用について】

特約の付加により、保険料を円貨でお支払いいただく場合および保険金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

保険料円入金特約の為替レート	TTM+50銭
円支払特約Ⅱ／年金支払特約／年金移行特約／目標額到達時円建終身保険移行特約／円建終身保険移行特約の為替レート	TTM-50銭

* TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※ 上記の為替レートは2019年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※ 保険料を円貨や米ドル以外の外貨でご用意される際や保険料を米ドルでお払込みになる際、また、保険金等を米ドルでお受取りになる際やその米ドルを円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用(年金管理費)として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されません。

※ 年金移行特約による年金への移行後や円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後、および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

お申込みに際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社